

原発事故避難者に対する住宅無償提供の継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年半の月日がたち、事故によってふるさとを離れることを余儀なくされた福島県の避難者は、今も約9万人に上り、そのうち約3千人が神奈川県で避難生活を送っている。

原発事故からの生活再建には長い時間が必要である。しかし、福島県は平成27年6月、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与を平成29年3月で終了することを決定した。この対象となる世帯は全国で1万2,500世帯を超え、神奈川県でも約370世帯に上る。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、特に自助努力で避難生活をつないでいる母子避難者にとって、応急仮設住宅の供与を終了することは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来をも断ち切ることになりかねない。

よって、政府、福島県及び神奈川県におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 福島原発事故避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援策を継続、拡充すること。
- 2 子ども被災者支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月7日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣
国土交通大臣
復興大臣
福島県知事
神奈川県知事

} あて